## 投票立会人のしおり



岩見沢市選挙管理委員会

## I.投票立会人の心がまえ

- (1) 投票所における投票立会人として職務を行っていただきます。
- (2) 当日は、6時45分までに職務を行う所定の投票所においてください。
- (3) 投票所は、午前7時に開き、午後8時(一部の投票所は午後7時)に閉じます。

※次の投票所については、午後7時に閉じます。

投票区	投票所	投票区	投票所
14	御茶の水交流センター	42	東地区自治会館
17	鉄北地区多目的研修会館	44	砺波会館
18	大願地区多目的研修会館	45	西地区集会所
19	岩峰地区農地流動化センター	46	岐阜地区集会所
26	メープル小学校	47	栗丘地区集会所
27	朝日コミュニティ交流センター	48	由良地区集会所
37	豊正地区自治会館	49	上幌地区集会所
40	幌達布地区自治会館	50	美流渡コミュニティセンター
41	砂浜地区自治会館		

- (4) 一旦承諾して投票立会人となった以上は、公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故 等の正当な理由をなくして辞職することはできません。(法第38条⑤) 急病その他やむを得ない事故により投票所においでになれないときは、速やかに岩見沢市選挙管
- (5) 投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公正を確保するため公益代表として投票 事務全般に立会う重要な職責を有します。投票立会人は、選挙人が自由な意思によって投票できる よう、次の事項に十分注意してください。
  - 職務執行に当たっては、投票の秘密保持には特に配慮してください。

理委員会事務局(電話0126-35-4870:直通)まで連絡してください。

- ② 性同一性障害等の様々な方がいることを考慮して、選挙人の人権に十分配慮してください。
- ③ 投票立会人には守秘義務がありますので、投票立会人の職務執行の際に知った事項については、選挙後においても一切漏らしてはなりません。
- ④ 食事、手洗いその他やむを得ず席を離れる場合は、投票管理者に必ず連絡してください。 ※席を立つときは同時に2人が席を立たないようにしてください。
- (6) 投票所内では、私用の携帯電話のご使用や私語はお控えください。
- (7) 服装については、決まりはありませんが華美な服装はお避けください。ノーネクタイでも大丈夫です。

## II. 持参いただくもの

- (1) 選任書(岩見沢市選挙管理委員会からお送りする書類)
- (2) 印鑑(みとめ印で構いません。シャチハタ不可)
- (3) 昼食

## III. 投票立会人の主な職務

- (1) 投票所の開閉に立会うこと
- (2) 最初に選挙人が投票する前に選挙人とともに投票箱に何も入ってないことの確認に立ち会うこと。 (令第34条)
- (3) 選挙人を選挙人名簿抄本と対照し、投票用紙を交付することに立ち会うこと。(令第35条①) 投票できる者は、選挙当日選挙権を有し、かつ選挙人名簿に登録された者でなければなりません。 ただし、選挙人名簿に登録されていなくても、選挙人名簿に登録されるべき旨の選挙管理委員会の 決定書又は裁判所の確定判決書を所持している者については投票ができることになっています。
- (4) 投票用紙の交付を受けた選挙人が投票をせずそのまま用紙を持ち帰ることは、二重投票その他の 不正を誘発し、選挙争訟の原因になることもあることから、選挙人の投票の過程を十分監視する必 要があります。(令第 37 条)
- (5) 身体の故障又は文盲であることを理由として代理投票を申請する選挙人について、その理由がない と認められるときは、投票管理者に異議をのべることができます。この場合、投票管理者は仮投票を させなければならなりません。(令第 41 条③)
- (6) 代理投票に際し、投票管理者が当該選挙人の投票を補助すべき者(2人)を選任する場合は、必ず投票立会人の意見を聴かなければならないことになっています。(法第48条②) この場合、補助者を選任することについての最終決定権は、投票管理者にあるため必ずしも立会人の意見のとおり決めるものとは限りません。あらかじめ投票時間を通じて選任しておくことがあります。 投票立会人が代理投票の補助者となることによって立会人が2人未満となり、問題となった事例があるので投票立会人は補助者とならないようお願いします。
- (7) 投票管理者が、選挙人の選挙資格に疑義があり、選挙人の投票を拒否しようとするときには、必ず 投票立会人の意見を聴かなければならないことになっているため、この場合は意見を述べること。 (法第50条②)
  - 投票立会人は、投票管理者が投票を拒否したことについて異議があるとき又は次に掲げるような事由によって選挙人の選挙資格に疑義があるときは、異議を述べることができる。(この場合、投票管理者は、選挙人に仮投票をさせなければなりません。)(法第50条⑤)
  - ① 選挙人が本人かどうかの確認ができない場合に本人である旨の宣言が必要となるが、その宣言をしないとき。(法第50条①、令第40条)

- ② 選挙人名簿に登録されている者が、誤載者であるとき。(法第42条②)
- ③ 選挙人名簿に登録されている者が、選挙当日失権によって選挙権を有しないと認められるとき。(法第43条)
- ④ |人|票の原則に反する再度の投票であると認められるとき。(法第36条)
- ⑤ 不在者投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた者が、これらを返還しないで投票しようとするとき。 (令第 64 条②)
- (8) 【第5投票区(市役所)のみ】投票所を閉じる時刻までに送致された不在者投票について、投票箱を閉じる直前に、これを受理するかどうかについて投票管理者に意見を述べること。(令第 63 条 ①)

なお、この意見を述べる際は、次の諸点について留意すること。

- ① 不在者投票を行ったものが、選挙の当日選挙権を有する者であるかどうか。
- ② 所定の投票用封筒を用いているか、どうか。
- ③ 投票用封筒の記載が完全であるか、どうか。
- ④ その他不在者投票が所定の手続きによって行われているか、どうか。
- (9) 【第5投票区(市役所)のみ】受理すべきものと決定された不在者投票について、代理投票の仮投票が行われている場合は、その代理投票を拒否するかどうかについて意見を述べること。(令第 63 条②)
- (10) 投票終了後に次の事項を処理すること。
  - ① 投票録に署名すること。この際、欄外に捨印を押印すること。
  - ② 投票管理者が投票箱、投票録及び選挙人名簿抄本、その他関係書類を開票管理者(開票管理者) に送致するときは、I人以上の投票立会人が一緒に送致に当たらなければなりません。(法第 55条)
  - ③ 投票箱を閉鎖したときは、投票箱を送致する投票立会人が投票箱の鍵(一の鍵) I 個を保管し、開票管理者(選挙長)に送致する。(令第43条) この場合かぎは封筒に入れ投票管理者とともに投票立会人全員が封印すること。
  - ※以上のほか、投票管理者から投票事務手続きについて意見を求められる場合があります。